

□ 今月のことば □



# 大 変 革 期

総括副会長 木下 實三



国家資格による専門職である「士業」として、初の女性会長である下坂スミ子会長の下で、1年間、総括副会長を務めさせて戴きます。ご支援のほど、宜敷くお願い致します。

昭和60年(1985年)に副会長を経験して以来、18年振りに正副会長会の一員になり、一番感じたのは、対外的会務の拡がりでした。勿論、会員も当時の倍近くになっていますので、対内的会務の拡がりも相当なものではありますが、対外的な拡がりからすると、比較になりません。

具体的には、以前は、行政関係では、殆ど特許庁(通産省)との関係だけとってよかったです。今では、内閣をはじめ、内閣府、文部科学省、法務省等、多くの省庁、さらには、知的財産支援センターを通じた地方自治体との繋がりもできてきています。政党や政治家及びその秘書の方々との関係も活発になり、多くの会合に参加し、場合によっては、発言も求められます。

他士業、例えば一番関係の深い弁護士会とは、弁理士法改正、司法改革、ADR等に関連してお付き合いが密接になっています。特に、能力担保研修に関しては、弁護士の方々に多大なご協力を賜っており、大変感謝しております。さらに、能力担保研修のための基礎研修や、専門職大学院構想などを通じていろんな大学とのお付き合いも急増しております。勿論、業界関連団体として、発明協会や日本知的財産協会との会合も継続しており、また、新聞、雑誌等のマスコミの取材も頻繁に受けております。

このような対外的会務の拡がりには、ここ数年声高に叫ばれていますプロパテントの流れ、さらには、昨年の小泉首相の施政方針演説に始まる、知的財産を国家戦略に定めたことに起因していると思います。

この施政方針を受けて、昨年(平成14年)7月に知的財産戦略大綱が出され、その後、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部の設置など知的財産に関する施策が、従来では考えられないスピードで、進行しています。

この原稿がパテント誌に掲載される頃には、知的財産戦略本部から知的財産推進計画が策定され、国家戦略である知的財産を大切にす流れが、より強力になっていくと思います。この流れは、知的財産業界にとっては、日本の文明開化が始まった明治期とも匹敵する変革期を創成するのではないのでしょうか。このような変革期にあたり、日本弁理士会としては、その流れを見極め、適切な対応をとっていく必要があると思います。それには、会員が今後、会に何を望むのかを適宜な意見聴取手段で確かめ、対応していく必要があります。

ところで、昨年の特許出願件数は、平成6年(1994年)以来、8年振りにマイナスとなり、今後も、経済状態が余程好転しない限り、出願数の大幅な増加は、見込めないと考えられます。

従って、従来からの中間処理を含む出願業務に頼る業態から脱する必要があると思います。特に、会員数の急激な増加が進行する中で、われわれの職域を活性化するには、新しく弁理士になる人達の早期の育成と、知的財産に軸足を置いた新しいビジネスモデルを構築することが必要ではないでしょうか。

新しい知的財産ビジネスモデルの鍵は、知的創造サイクルへの一貫関与を踏まえ、先の弁理士法改正で拡大した業務範囲や、知的財産戦略本部から出されている各種情報の中等にあると思います。

すなわち、新しいビジネスモデルとして考えられるのは、著作権、不正競争、模倣品対策や水際措置関連の業務、大学、TLO、中小企業における知的財産に関するコンサルタント業務、知的創造サイクルへの一貫関与にも

つながる、出願業務よりも上流側である創造部分、あるいは、下流側である活用部分へのより深い関与が考えられます。知的財産価値評価手法の確立とその関連業務も今後の重要なビジネスの一つでしょう。

また、弁理士を活かす別なビジネスモデルとして、弁護士が活躍している社外重役と同様に、知的財産が企業の生命を制するのなら、知的財産専門家である弁理士も社外重役として活躍することも可能ではないでしょうか。

正副会長会では、今年度、弁理士業務推進委員会、知的財産価値評価機関設立準備委員会等により、今後の弁理士業務の拡がりに対応できるよう、検討して貰っています。

このような新たなビジネスに取り組むために、基礎的な知的財産の知識以上に求められる知識、能力としては、発明の発掘・創造・実施化力、ライセンス交渉などの交渉力、国際性、訴訟対応力、場合によっては経営力など、多岐にわたります。

知的財産以外の新たな知識の習得には独習、自主的なゼミによることも必要でしょうが、会としてもそれらをバックアップする意味で、研修所にも協力を仰ぎ、さらには、今後設立されるであろう知的財産に関する専門職大学院や、弁理士のスキルアップ機関として提唱されている知的財産ビジネスアカデミーによる教育も必要と考えます。これらの教育機関は、新規分野に必要な知識の教育のみならず、急増する弁理士を知的財産専門家として育成する機関としても十分活用すべきと考えます。しかし、このような教育機関は、自然に作られるものではなく、日本弁理士会が主体的に行動して設立を促す必要があると思います。

従って、日本弁理士会としては、早急に、大学や然るべき機関等と連携して必要な教育機関の設立に邁進したり、場合によっては後援することも視野に入れる必要があると思います。

話は飛びますが、正副会長会は、6月から各地区部会や、支部を訪問して意見交換や会合をさせて戴いております。その際、各地区の経済産業局も訪問させて戴き、各地区における経済産業局の知的財産関連活動状況をお聞きするとともに、それらの活動に日本弁理士会としてお手伝いできることはないかとの話をさせて戴いています。この経済産業局での話によれば、各地区の企業の知的財産活動はまだ不十分とのことでした。

地場産業は、独特の技術を武器に生き残ってきましたが、圧倒的に安い人件費を武器にした中国製品などにより仕事を奪われ、新しいシーズを探すことに苦労しています。地域産業は、知的財産の重要性は理解していますが、その前段階で悩んでいるのが実情だそうです。そんなとき、弁理士としては、地域企業と協力してシーズの発掘に参画するようなことも必要ではないでしょうか。われわれは、弁理士として持っている知識を活かし、例えば、技術情報の宝庫である特許公報を利用しながら、その企業が持つ技術インフラを活用できるシーズを見付け出す手掛りを提供することもできるのではないのでしょうか。

中小企業は、単なる知的財産の知識に留まらず、企業における知的財産の創造から活用、さらには、企業を越えて技術を結びつけるコーディネータを望んでいます。従って、知的財産の知識を有し、地域と一緒にいかかわってくれる人材が望まれており、そこには、弁理士に対する大きなニーズがあると思います。

正副会長会として、人材の育成と、知的財産業界、さらには産業界の活性化に協力することは、取り組むべき重要課題ではありますが、正副会長会だけでできる問題ではありません。

国家として、知的財産を通じて日本の産業を活性化しようとしている今日、知的財産関係業務をその職業としている弁理士は、個々人が知的財産業界活性化の担い手としての気概を持つ必要があると思います。

この変革期にあたり、特に、20～40代の会員の方たちは、幕末から明治にかけて活躍した吉田松陰、坂本龍馬、高杉晋作、久坂玄瑞等が20代から30代の若さで、時代の流れを造っていったことに思いを致し、会が何かをしてくれるのを期待するのではなく、自分の問題として考え、自ら行動して欲しいと思います。

そういう意味では、まず、若い会員の会務への積極的な参加を希望します。そのような会員とともに、一緒に新しい知的財産業界を切り開いていこうではありませんか。